

『受入額の伸びに一服感 ふるさと納税現状調査—総務省』

総務省は先般、ふるさと納税に関する現状調査(令和2年度実施)の結果を取りまとめた。前年までは受入額、受入件数とも大幅な増加が続いたものの、令和元年度の実績は約4,875億円(前年度比5%減)、約2,334万件(同0.5%増)。その中で、受入額の伸びが今回2倍以上となったのは千葉、神奈川、三重、沖縄(域内市区町村分も含む)。受入額実績と活用状況の両方を公表する団体、寄附者に対し寄附金充当事業の進捗状況や成果の報告等を行う団体がともに増加。ふるさと納税の募集に要した経費が受入額に占める割合(全団体合計額で計算)は、「返礼品の調達」28.2%、「送付」7.7%、「事務費」8.1%などで、計46.7%(同8.3ポイント減)、金額にして2275億円となり、受入額から差し引くと返礼後の収入は2,600億円。用途を選択できる団体における用途は、「教育・人づくり」「健康・医療・福祉」「子ども・子育て」の順に多い。

一方、ふるさと納税に係る令和2年度課税の控除額は約3,391億円(同4%増)、控除適用者数は約406万人(同3%増)。市区町村のうち控除額が多いのは、順に横浜市(145億円)、名古屋市(86億円)、大阪市(71億円)、川崎市(64億円)、世田谷区(49億円)であった。



『副業中の労災事故の取扱変更 すべての就業先の賃金を合算』

賃金の上昇が見込めない、他業種で様々な経験をしたい、空いた時間を有効活用したいなど、動機は様々だが、本来の就業以外の副業をする人は年々増加している。多くの企業では就業規則等で副業を禁止しているが、そもそも就労時間以外の私的行為を禁止するのは原則としてハードルが高い。社員の能力開発ややる気の向上などを目的に副業を解禁する企業も少なくない。

副業をするにあたって問題視されていたのが労災事故。ちょっとしたアルバイト程度の就労で事故が起きた場合、休業補償等はそのアルバイトでの就労による賃金で計算されるため、人によっては著しい不利益が生じかねない状態だった。

厚生労働省は9月1日から事業主が同一でない複数の事業場で働く労働者やその遺族等への労災保険給付をすべての就業先の賃金を合算した額を基礎として保険給付額を決定することにした。また、1つの事業場で労災認定できない場合であっても、複数の事業場の業務上の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に判断して労災認定できる場合も保険給付が受けられるようになる。企業としてはこっそり副業をされるよりきちんと申請させ、どこでどの程度の労働をしているか把握しなければいけない時代になったようだ。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com